定例教育委員会

議　　案

議案第２７号

坂井市指定文化財の指定について

坂井市指定文化財に新規指定することについて、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

文審第　　1　　号
令和７年２月１０日

坂井市教育委員会
教育長　林　晃司　様

坂井市文化財保護審議会
会長　木村　昌弘

坂井市指定有形文化財の指定について（答申）

坂井市文化財保護条例第４条第４項の規定により、令和６年12月17日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適当であると認めます。

記

名称　　永正寺鐘楼門　　１棟
　　附　脇塀

文審第　　2　　号
令和７年２月１０日

坂井市教育委員会
教育長　林　晃司　様

坂井市文化財保護審議会
会長　木村　昌弘

坂井市指定有形文化財の指定について（答申）

坂井市文化財保護条例第４条第４項の規定により、令和６年12月17日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適当であると認めます。

記

名称　　永正寺長屋門　　１棟

議案第２８号

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の廃止について

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の廃止について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則

令和　年　月　日
坂井市教育委員会規則第　号

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則（平成１８年教育委員会規則第５７号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第２９号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部改正について

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和７年３月　　日
坂井市教育委員会規則第　号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則（令和４年坂井市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和７年３月」を「令和８年３月」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則(令和4年坂井市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和8年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。	坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和7年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

議案第３０号

坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止について

坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

令和７年　月　日
教育委員会告示第　号

坂井市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（平成２６年教育委員会告示第１６号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

議案第３１号

坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の廃止について

坂井市いじめ再調査委員会設置要綱の廃止について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

坂井市いじめ再調査委員会設置要綱を廃止する要綱

令和７年　月　日
坂井市告示第　号

坂井市いじめ再調査委員会設置要綱（平成２６年坂井市告示第１９３号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

議案第３２号

坂井市教育委員会共催及び後援の手続きに関する要綱の制定について

坂井市教育委員会共催及び後援の手続きに関する要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

坂井市教育委員会共催及び後援の手続きに関する要綱

令和７年〇月〇日
教育委員会告示第〇号

（趣旨）

第１条　この告示は、団体等が行う事業に対し坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う共催及び後援の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）共催　団体等が主催する事業に対して、教育委員会がその趣旨に賛同し、共に事業等の主体となって共同で事業等を行うことをいう。

（２）後援　団体等が主催する事業に対して、教育委員会がその趣旨に賛同し、その開催を支援することをいう。

（名義）

第３条　教育委員会が共催又は後援を行う場合の名義は、「坂井市教育委員会」とする。

（承認対象団体）

第４条　共催又は後援の承認を受けることができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）国又は地方公共団体

（２）学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいう。以下同じ。）又はその連合体

（３）公益法人、社会教育団体又はこれに準ずる団体

（４）教育活動の振興に寄与する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のすべてを満たす団体

ア　団体等の名称及び所在地が明確であること。

イ　規約、会則等の定めがあり、組織及び組織運営が明確で、代表者及びその他の役員が存在すること。

（５）実行委員会等として臨時に設置され、その組織、運営方針等が明らかであり、事業遂行の意思及び能力を有すると認められる団体

（６）その他教育委員会が適当であると認める団体等

（承認基準）

第５条　共催又は後援の承認基準は次の各号のすべてに該当するものとする。

（１）事業内容が教育委員会の教育方針に沿い、教育活動の振興に寄与すると認められるものであること。

（２）広く一般に公開される事業であること。ただし、事業の対象者が限定されるものであっても、市民にとって有益と考えられる事業については、この限りでない。

（３）市内で開催される事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業等であるときは、この限りでない。

（４）教育委員会の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないこと。
（５）営利又は商業的宣伝を目的としていないこと。
（６）坂井市暴力団排除条例（平成２３年坂井市条例第８号）に規定する暴力団及び暴力団員の利益になる活動を行うものでないこと。
（７）法令又は公序良俗に反しないものであること。

（申請手続き）

第６条　共催又は後援の承認を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施する日から少なくとも１か月前までに共催・後援承認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、坂井市教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、省略することができる。

（１）　定款、会則等団体の設立目的及び活動内容を明らかにできる書類
（２）　役員及び事業関係者の名簿
（３）　事業計画等事業の目的、内容等を明らかにできる書類
（４）　事業に係る収支予算書
（５）　その他教育委員会が必要と認める書類

（承認の決定等）

第７条　教育委員会は共催又は後援について承認することを決定したときは共催・後援承認通知書（様式第２号）により、承認しないことを決定したときは、共催・後援不承認通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第８条　前条の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、共催・後援承認事業変更届出書（様式第４号）により直ちに教育委員会に届けなければならない。

（承認の取消）

第９条　教育委員会は、第７条の規定による承認を受けた事業が、第５条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

（報告）

第１０条　教育委員会は、必要があると認めるときは、事業等の主催者に対し、承認事業の終了後、必要な資料の提出を求めることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第１１条　第６条の規定による申請、第８条の規定による届出及び第１０条の規定による報告については、坂井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年坂井市条例第２１２号）第３条第１項から第３項までの規定を準用する。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

坂井市教育委員会　様

（申請者）　〒

所在地(住所)

団　体　名

代表者職氏名

共催・後援承認申請書

このたび、下記の事業(行事)を開催しますので、別記条件を承諾のもとに、坂井市教育委員会の後援等（名義使用）を承認されるよう申請します。

１　共催又は後援　　□ 共催　　□ 後援　※希望する方にレ点を入れてください

２　事業(行事)の名称

３　事業(行事)主催団体

４　開催日　　年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）

５　開催場所(会場)

６　他の後援等予定団体

７　事業(行事)の目的及び内容(概要)

８　前回の後援等［ 無　・　有（　　年　承認番号　第　　号）］

９　保険の加入状況［　無　・　有（保険金額：　　円）］

10　連絡先　〒　　－　　住　所

担当者

電話番号　　－　　－

メールアドレス

添付するもの

(1) 定款、会則等団体の設立目的及び活動内容を明らかにできる書類
(2) 役員及び事業関係者の名簿
(3) 事業計画等事業の目的、内容等を明らかにできる書類
(4) 事業に係る収支予算書
(5) その他教育委員会が必要と認める書類

別　　記

(1) 名義使用期間は、承認の日から事業(行事)終了の日までとする。
(2) 共催又は後援承認後、事業計画等に変更があった場合は、直ちに坂井市教育委員会に「共催・後援承認事業変更届出書（様式第４号）」を提出すること。

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

坂井市教育委員会（公印省略）

共催・後援承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました共催・後援申請について、下記のとおり承認します。

記

１　事業等の名称

２　承 認 内 容

３　承 認 期 日

４　会　　場

５　そ　の　他　　①事業計画等に変更があった場合は、共催・後援承認事業変更届出書（様式第４号）を直ちに提出すること。
②事業終了後、事業のプログラム、結果等を求める場合があります。
③承認基準に適合しない事実が判明したとき又は申請書に虚偽が認められるとき等は、その承認を取り消すことがあります。
④上記の場合において、団体等が損害を受けても市教育委員会は一切賠償の責めは負いません。

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

坂井市教育委員会（公印省略）

共催・後援不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました共催・後援承認申請について、下記のとおり不承認とすることを決定しましたので、通知します。

記

１　事業等の名称

２　不承認の理由

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

坂井市教育委員会　様

（申請者）〒
所在地(住所)
団　体　名
代表者職氏名

共催・後援承認事業変更届出書

年　　月　　日付け第　　号で承認のありました事業等について、下記のとおり変更しましたので、届出します。

記

１　事業等の名称

２　変更の内容

３　変更の理由

議案第３３号

坂井市学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部改正について

坂井市学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

坂井市学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

令和７年３月　日
坂井市教育委員会告示第　号

坂井市学校事務共同実施推進協議会設置要綱（平成２４年坂井市教育委員会告示第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「組織し、教育長が任命する」を「構成する」に改める。

第４条第２項中「につき任命された委員のうちから委員の互選により定め」を「とし」に改める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

坂井市学校事務共同実施推進協議会設置要綱（平成24年坂井市教育委員会告示第2号）新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
（組織） 第3条　推進協議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。 (1)～(5)　（略） （会長等） 第4条　（略） 2　会長は、市立学校長の代表とし、副会長は、会長が指名する。 3・4　（略）	（組織） 第3条　推進協議会は、次に掲げる委員12人以内で組織し、教育長が任命する。 (1)～(5)　（略） （会長等） 第4条　（略） 2　会長は、市立学校長の代表につき任命された委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。 3・4　（略）

議案第３４号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司

議案第３５号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和７年３月１０日提出

坂井市教育委員会

教育長　林　晃司